

第 4 期特定健康診査等実施計画

(令和 6 年 4 月～令和 12 年 3 月)

甲信越信用組合健康保険組合

令和 6 年 3 月

はじめに

1. 背景及び趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）第 18 条に基づき、40 歳以上 75 歳未満の被保険者と被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という）を下記のとおり実施する。

また、この実施計画は、法第 19 条に基づき当健康保険組合の特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項、その成果に係る目標に関する基本事項について定めるもので、法第 18 条の規定による「特定健康診査等基本指針」に即して、6 年を 1 期として定める特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」）という。

なお、第 4 期は、令和 6 年 4 月から令和 12 年 3 月の 6 年となる。

2. 甲信越信用組合健康保険組合の現状

当健保組合は、金融業を主たる業とする事務所が加入している。令和 5 年度末の事業所数は 21 で、甲信越（山梨・長野・新潟）の 3 県に所在している信用組合及び関連事業所によって組織されている総合型の健康保険組合である。

加入事業所は、被保険者数が数名単位の小規模事業所から 800 名台を擁する事業所まであり、営業店（支店）及び営業所は各県内に点在している。総被保険者数は、令和 5 年 3 月末現在 2,659 人。その内、任意継続被保険者数は 41 人である。被扶養者 1,605 人を含めた総加入者数は、4,264 人である。当健保組合に加入している全被保険者の平均年齢は、男 44.8 歳、女 39.0 歳で構成比率は男 53 対女 47 である。

健康診断については、事業主による定期健康診断、30 歳以上については生活習慣病予防健診及び人間ドックで実施している。40 歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者並びに任意継続被保険者の被扶養者に対しては年度初めに特定健診の受診券を発行して、費用については健保組合負担としている。また、生活習慣病予防健診については 6,000 円、人間ドックについては、14,000 円の補助金を支給している。

また、乳がん・子宮がん検診、インフルエンザ予防接種については 3,000 円を限度、歯科健診については 2,000 円を限度に補助金を支給している。

特定健康診査及び特定保健指導については、次の契約した医療（健診）機関（一部未契約医療機関を含む）及び民間事業者で実施している。

〔山梨県〕

公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	所在地	山梨市
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	所在地	甲府市
峡南医療センター企業団富士川病院健診センター	所在地	南巨摩郡富士川町
一般社団法人甲府市医師会健診・検査センター	所在地	甲府市

山梨赤十字病院健康管理センター
蓬莱整形外科（未契約）

所在地 富士河口湖町
所在地 富士吉田市

〔長野県〕

医療法人みゆき会
一般財団法人全日本労働福祉協会長野県支部
地方独立行政法人長野市民病院
医療法人平成会小島病院
社会医療法人財団慈泉会相澤健康センター
一般財団法人中部公衆医学研究所
医療法人研成会諏訪湖畔病院

所在地 飯山市
所在地 長野市
所在地 長野市
所在地 長野市
所在地 松本市
所在地 飯田市
所在地 岡谷市

〔新潟県〕

一般社団法人新潟県労働衛生医学協会
一般社団法人新潟県健康管理協会
一般社団法人上越医師会上越地域総合管理センター（未契約）

所在地 新潟市
所在地 新潟市
所在地 上越市

〔特定保健指導（山梨県・長野県）〕

株式会社ベネフィット・ワン

所在地 新宿区西新宿

第一章 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が平成17年4月に合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

このメタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が、様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けて明確な動機付けができるようになる。

(2) 特定健康診査の実施に係る留意事項

被扶養者の実施率が低迷しており、当健康保険組合も人間ドック（配偶者ドック）に対する補助金を支給すること、パート先等で生活習慣病予防健診等を実施しその健診結果を提供していただいた場合に記念品を贈呈するなど、事業主と協力を図りながら

実施率の向上に努め、そのデータを管理・分析する。

また、健診結果（血圧・血糖値・血中脂質）において、受診勧奨値以上の者については、「健診結果についての情報提供（受診のおすすめ）」の文章を発送するとともに同封のアンケートを回収することにより医療機関の受診状況を把握する。

加えて、市町村（一般衛生行政）が実施している各種がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳房等）、骨粗しょう症検診、歯周病健診については、積極的な受診を勧奨するとともに、そのうち子宮がん・乳がん・歯周病の各健診については、市町村が実施している検診にかかわらず各補助金支給規則に基づき自己負担分につき補助金支給を実施する。

(3) 事業主等が行う健康診断と保健指導との関係

事業主等が労働安全衛生法に基づき定期健診（生活習慣病予防健診・人間ドックを含む）を実施し、当健保組合は健康診断実施契約に基づきその健診結果を健診実施機関及び事業主等から受領する方法で行っている。事業主が健診を実施する以外については、全国の健診機関等で受診するものとする。

また、令和 6 年度からは、40 歳未満の被保険者・被扶養者についても事業主等から健診結果を受領することとしたい。

健診費用は、事業者側と当健康保険組合側において相応の割合で負担する。

(4) 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの身体の変化に気づき、健康のために生活習慣を変えることができるように支援することにある。

(5) 特定健康診査の対象者と見込数（40 歳以上 75 歳未満の被保険者及び被扶養者の数）

被保険者 (人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	1,452	1,445	1,440	1,435	1,430	1,425
目標実施率(%)	97.3	97.5	97.7	97.9	98.1	98.3
目標実施者数	1,413	1,409	1,407	1,405	1,403	1,401

※各事業所の被保険者と任意継続被保険者を合算した数

被扶養者 (人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	348	345	340	335	330	325
目標実施率(%)	49.5	50.0	50.5	51.0	51.5	52.0
目標実施者数	172	173	172	171	170	169

被保険者＋被扶養者

(人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	1,800	1,790	1,780	1,770	1,760	1,750
目標実施率(%)	88.4	88.7	89.1	89.5	89.8	90.0
目標実施者数	1,591	1,588	1,586	1,584	1,580	1,575

2. 第3期までの計画期間における課題

(1) 当健保組合の課題と対策

① 特定健康診査

令和4年度における被保険者の特定健診受診率(97.2%)及び被扶養者の受診率(49.4%)は共に第3期本計画に掲げた目標値(被保険者97.5%、被扶養者57.4%)を下回った。

第4期においては、被保険者及び被扶養者に対する直接の声掛けによる受診勧奨等の受診率の向上に資する施策を講ずることとする。

② 特定保健指導

令和4年度の特定保健指導受診率は、被保険者及び被扶養者合計(25.2%)が第3期本計画で掲げた目標値(25.0%)を上回ったが、積極的支援(実績値17.4%)は第3期本計画に掲げた目標値(25.0%)を下回った。

特定保健指導の対象者に対しては、質問表による受診希望の有無に関わらず、また、医療機関を受診したが投薬までに至らない者に対しても、第4期においてはなお一層の事業主の理解と協力を仰ぎ、受診率の向上に努めたい。

③ その他

事業主及び加入者の生活習慣病防止に対する意識に温度差がある。パンフレット等を有効に使用して生活習慣の改善の必要性について教育・広報に努める。

3. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を、基本指針における総合健保の第4期における目標値の85.0%を上回る90.0%とする。この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(%)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	基本指針 目標値
被保険者	97.3	97.5	97.7	97.9	98.1	98.3	—
被扶養者	49.5	50.0	50.5	51.0	51.5	52.0	—
被保険者＋被扶養者	88.4	88.7	89.1	89.5	89.8	90.0	85.0

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を、基本方針より総合健保の第 4 期目標値の 30.0%とする。この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率（被保険者＋被扶養者）

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	基本指針 目標値
40 歳以上対象者数	1,800	1,790	1,780	1,770	1,760	1,750	—
特定保健指導 対象者数(推計)	243	242	240	239	238	236	—
実施率(%)	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	30.0	30.0
実施者数	63	64	66	67	68	71	—

当健康保険組合における保健指導は、自前で実施する能力を持たないため、原則的には特定保健指導を実施している医療機関・民間事業者に委託による方式で実施する。

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和 11 年度において、令和 5 年度実績と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 25%以上を目標とする。

(4) 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	1,591	1,588	1,586	1,584	1,580	1,575
動機付け支援対象者数	123	122	122	122	122	121
実施率(%)	33.1	34.1	35.4	37.6	38.4	39.2
実施者数	41	42	43	46	47	47
積極的支援対象者	126	125	125	125	125	124
実施率(%)	18.3	19.2	19.4	18.4	19.2	19.3
実施者数	23	24	24	23	24	27
保健指導対象者数	249	247	247	247	247	245
実施率(%)	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	30.0
実施者数	64	66	67	69	71	74

4. 実施方法

(1) 実施場所

特定健診及び特定保健指導は、自前の健診センターや機関を持たないため、原則すべてを契約医療機関及び民間事業者に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5. 委託の有無

(1) 特定健診

被保険者については、事業所及び医療機関（健診実施機関）並びに保険者の3者契約による「健康診断実施契約書」に基づき、事業所が労働安全衛生法に基づき実施する定期健康診断（特定健診、生活習慣病予防健診、人間ドック等を含む）を実施する。

被扶養者については、特定健診受診券を年度初めに発行し、各機関から委任を受けた「医療機関等実施機関の代表」と「保険者の代表」で締結する「集合契約」を利用して、支払基金を通して決裁をすることにより、全国あらゆる地域にお住まいの誰もが利用できることとする。

(2) 特定保健指導

被保険者については、上記「健康診断実施契約書」に基づき、契約医療機関において「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に基づき実施する。

また、健診結果に基づき契約医療機関での健診実施日における初回面談の実施及び保険者の働きかけによる民間事業者との「保健指導実施契約」に基づき個別実施する。

加えて、各県に営業所（支店）が点在しているため、ICT利用によるWEB面談を有効的に活用するものとする。

6. 受診方法

被保険者については、「健康診断実施契約」を締結した医療機関で受診するほか、自らが選択した医療機関で「人間ドック等」を受診する。

特定保健指導は、委託健診機関の前年度実績等の結果等から対象者となり得る者については健診日当日の初回指導を実施するほか、健診結果の分析後、保健指導対象者に抽出された者へ「保健指導の受診のすすめ」の文章等の発送、保険者からの電話個別勧誘で受診を勧奨している。利用券の作成・発送を行い、特定保健指導の予約を行い実施する。

被扶養者に対しては、当健康保険組合が特定健診等の受診券・利用券をそれぞれの対象者に送付する。当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証

とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

被保険者及び被扶養者の特定健診の受診費用並びに特定保健指導の費用については、健康保険組合が全額負担するものとする。

7. 周知・案内方法

周知は、本実施計画書をホームページに掲載する他、事務担当者連絡会議においても配布する（欠席事業所には郵送）他、当健保組合機関紙「健保だより」に関連記事を掲載して広報するとともに、組合会議員を通じて事業主の理解・協力・積極的関与を求める。

8. データの受領方法

健診のデータは、「健康診断実施契約書」に基づき契約健診機関から標準化された様式（XML 形式）の電子データを随時（又は月単位）で受領するほか、事業所を通じて電子データ又は健診結果の写（紙）を受領して当健保組合で XML 形式の電子データに変換する。

なお、健診データは当健保組合で保管する。また、特定保健指導について、外部委託機関実施分についても同様に標準化された電子データで受領し、当健保組合にて保管する。保管年数は5年間とする。

9. 特定保健指導の見える化

特定保健指導の実施状況・事業所別健康指標（スコアリングレポート等の活用）等の送付により、各事業主の「健康経営」に資するとともに職員の生活習慣改善等について理解・協力を深め、保険者とのコラボヘルス施策に繋げていくものとする。

10. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる対象者を明確にし、優先順位をつけて実施するが、特定保健指導を希望しない対象者に対しては個別交渉することにより受診勧奨を実施する。

11. 実施に関する毎年度の年間スケジュール等

毎年度の実施スケジュールについては、通常各事業所の実施計画に基づき実施するが被扶養者等の特定健診については、12月末までに受診するよう努める。

12. 個人情報の保護

当健保組合は、個人情報保護法に基づく厚生労働省保険局長通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に基づき定めた「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護管理規程」「システム等運用管理規程」及び「機密文書管理規程」、「文書保存規程」等の厳守徹底を図る。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。

また、データの利用者はデータ管理者より許可を得た当健保組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともにその履行状況について管理する。

13. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本実施計画は、当健保組合の「健保だより」及びホームページに掲載して、広報に努める。

14. 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

本実施計画の目標達成状況の評価は、前年度の結果データから実績を比較・検証し、毎年健康管理事業推進委員会及び個人情報保護管理委員会において見直しを検討する。

また、令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

15. その他事項（事業主との連携）

特定健康診査等を円滑に実施していく上で、また、実施率を向上させるため、各事業主の協力が必要不可欠であり、各事業主との緊密な連携・協力体制を構築するため、様々な情報提供・啓発活動に努め、対象者が受診しやすい職場環境づくり等を依頼する。

40歳未満の者に係る事業主健診等の結果情報は、事業主から保険者へ提供される法的な仕組みが施行されたことから、40歳以上の対象者の健診結果と同様に、健診結果情報の標準的な流れを事業主と調整し明確にする。

データヘルス計画による実施結果（スコアリングレポート）から保険者と事業主が実施結果を基に情報を共有することで、適切な運動・食事・飲酒・睡眠・喫煙等の生活習慣を改善する方法を企画（ウォーキングプログラム等）し、加入者の健康を確保するため連携しながらコラボヘルスの実現を目指す。

